

山梨県山岳連盟専門委員会活動費交付細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、限られた予算内で最大の事業効果を生じさせるため、山梨県山岳連盟専門委員会（以下「専門委員会」という。）の活動費の交付基準を定めている。

(交 付)

第2条 原則として、年度ごとに山梨県山岳連盟一般会計（以下「一般会計」という。）から一つの専門委員会に対し、50,000円を上限に活動費を交付する。
2 前項にかかわらず、当該専門委員会に前年度からの繰越金がある場合は、50,000円から当該繰越金を差し引いた金額を年度ごとに交付する。

(請 求)

第3条 各専門委員会の長は、当該年度の一般会計予算決議の後、別紙様式を用いて活動費を請求しなければならない。
ただし、前年度の繰越金が50,000円を超えている場合又は当該委員会の長が請求する必要があると判断した場合は、この限りではない。

(決算特例)

第4条 各専門委員会の長又はその代理の者は、年度末前後に活動費の精算結果を理事会に報告しなければならない。
2 前項の報告を理事会が承認することにより、当該年度の一般会計の決算に反映させたものとみなし、執行部はその旨を総会で報告する。

(特別請求)

第5条 前記にかかわらず、当該専門委員会が特別に支出をしなければならない事態が生じた場合、必要となる金額や支出内容、内訳等を記載した書面を理事会に諮り承認を受けた後、予算の範囲内で請求することができる。

附 則

1 この細則は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の会計から適用する。

別紙様式

山梨県山岳連盟専門委員会活動費請求書

平成 年 月 日

山梨県山岳連盟会長 殿

委員会名	
委員長名	

請求種別(いずれかに○)	通常請求	特別請求
平成 年度末繰越金		円
平成 年度請求金額		円
特別請求の内容		